

令和2年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月24日（水）午後1時30分から午後3時02分まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 201、202、203会議室

3. 出席委員 (14人)

| | | |
|----|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 杉山 忠 |
| 委員 | 1番 | 志賀喜一 |
| 委員 | 2番 | 川上美由紀 |
| 委員 | 3番 | 遠藤 宏 |
| 委員 | 4番 | 澁江修身 |
| 委員 | 5番 | 新井 勉 |
| 委員 | 6番 | 立川勝美 |
| 委員 | 8番 | 島田俊行 |
| 委員 | 9番 | 立川久恵 |
| 委員 | 10番 | 本島光雄 |
| 委員 | 11番 | 谷 正雄 |
| 委員 | 13番 | 相場重雄 |
| 委員 | 14番 | 島田一男 |
| 委員 | 15番 | 小堀和彦 |

4. 欠席委員 (1人)

| | | |
|----|----|------|
| 委員 | 7番 | 松本信行 |
|----|----|------|

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号までについて

報告第1号 佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考結果について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 佐野市農業委員会事務局事務専決規程の改正について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 小野 勉 |
| 農地調整係 参事 | 磯部高志 |
| 係長 | 飯島浩之 |
| 主査 | 飯塚康夫 |
| 主事 | 小松崎梨菜 |
| 主事補 | 柿沼誠一郎 |

7. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 事務局長 | ただいまから、令和2年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。 |
| 議長 | 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。 |
| 事務局長 | はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 松本信行委員の1名でございます。以上でございます。 |
| 議長 | ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。 |

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 島田俊行委員、議席番号14番 島田一男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号であります。

はじめに、報告第1号「佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考結果について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号「佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考結果について」このことについて、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第2条の規定により報告します。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号「佐野市農業委員会事務局事務専決規定の改正について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農業委員会事務局事務専決規程の改正について、佐野市農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、提案のとおり議決することに決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条576番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条577番 契約内容は、使用貸借権の設定3年。申請地までの距離は0.6km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積

は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条578番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条579番から582番までの4件に関しましては、新規就農するという案件です。

3条579番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条580番 契約内容は、賃借権の設定5年。対価は年間米〇〇kgです。申請地までの距離はそれぞれ0.01km、0.4km 所要時間は1分、2分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台、乾燥機2台、粃摺機1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は210日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条581番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条582番 契約内容は、使用貸借権の設定5年です。申請地までの距離は0.15km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は450日です。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたし

まして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第2号579番から582番については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

議案第2号579番から582番について、審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。6月18日に、委員6名が出席して審査会を行いました。

3条579番、580番の案件について報告します。

本申請につきましては、所有権の移転2筆、賃借権の設定1筆の申請になります。

申請地の現況は、いずれも特に問題ありません。

作付計画としましては、米、サツマイモ、タマネギ、ジャガイモ、大根となっております。

販売先ですが、米は近所の方に直接売るほか、親戚が勤めている老人ホームに出荷しております。野菜については、朝市で出荷予定です。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

3条581番、582番の案件について報告します。

本申請につきましては、売買による所有権の移転1筆、使用賃借権の設定2筆の申請になります。

申請地の現況は、いずれも特に問題ありません。

作付計画としましては、桃、ネギ、カキナ、シソとなっております。

販売先ですが、ネギはスーパーや直売所、カキナはJAに、出荷予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり指定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条731番から5条738番について、調査班、お願いします。

調査班

5条731番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「宅地」、南は「市道幅員6m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条732番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員2m」、西は「水路」、南は「市道幅員2m」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができるときは不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省 農村振興局長通知の内容に該当すると思われる。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条733番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員10m」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「認定外道路幅員6m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われる。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条734番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「宅地」、西は「市道幅員5m」、南は「田」、北は「認定外道路幅員1m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第

33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条735番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「宅地」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条736番について報告します。

本申請は、農家住宅敷地拡張のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は既に「宅地」として利用され始末書の提出があります。東は「畑」、西は「市道幅員5m」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条737番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画

区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員3m」、西は「山林」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用面積が計画面積全体の3分の1以下であり農地法施行令第11条第1項第2号ニの隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、面積割合が全体の3分の1を超えないものに該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条738番について報告します。

本申請は、広域型特別養護老人ホームのため転用したいという案件です。申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「宅地」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「宅地・市道幅員5m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号5条738番は、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条738番以外は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県

農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号5条738番は、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条738番以外は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(立川勝美委員 入室14:28)

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号非農地451番から455番について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地451番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、建物全部事項証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地452番について報告いたします。

願出地の状況は、山林として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影

の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地453番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地及び山林として利用されています。願出地の周囲には農地が無いので、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地のうち、宅地として利用されている土地については人為的に転用行為が行われており、また山林として利用されている土地については森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地454番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の西は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、昭和41年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われる。

非農地455番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の西と南は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われる。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号除外71番から除外73番について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外71番について報告します。

本申出は、駐車場のため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、駐車場の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周辺の状況は、東は「宅地」、西は「用悪水路」、南は「用悪水路」、北は「用悪水路」です。排水計画は、雨水のみ敷地内浸透です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、規則第33条第4号の集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外72番について報告します。

本申出は、一般住宅のため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周辺の状況は、東は「市道幅員4m」、西は「宅地」、南は「畑」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、合併浄化槽で処理後、水路へ放流。雨水は敷地内浸透です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、規則第3

3条第4号の集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外73番について報告します。

本申出は、資材置場のため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、資材置場の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は既に「雑種地」として利用されており、始末書の提出があります。周辺の状況は、東は「田」、西は「雑種地」、南は「田」、北は「宅地」です。排水計画は、雨水のみ敷地内浸透です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、規則第33条第4号の集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号「農用地利用配分計画案について」計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号「農用地利用配分計画案について」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

さて、お手元にお配りいたしました「農地法第5条申請に係る意見聴取（令和2年5月分）に対する回答について」をご覧ください。

令和2年第5回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見をいただきましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時02分閉会